

和歌山大学オープンアクセス方針

令和3年11月12日
学 長 決 定

(趣旨)

1. 和歌山大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、その成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、「和歌山大学学術リポジトリ規程」(以下、「規程」という。)第3条及び第4条に規定する登録者(以下、「登録者」という。)による研究成果を、本学において運用する学術機関リポジトリ「和歌山大学学術リポジトリ」(以下、「リポジトリ」という。)によって可能な限り、公開する。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切な場合、登録・公開は行わない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. 登録者は、著者の同意を得た上で、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を特別の事情のない限り、できるだけすみやかに本学に無償で提供する。また、研究成果の出版者版がリポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版者版をリポジトリに登録することができる。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、規程に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。